

「労災保険の業種区分に係る検討会」業界ヒアリングについて（案）

「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日制定）（抄）

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の種類性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

ヒアリングの目的

行政が保有する、労災保険の業種別統計や労働安全衛生統計等ではとらえきれない業界の実態を把握することで、「労災保険率の設定に関する基本方針」に基づく業種区分の検討材料とする。

ヒアリングの対象

以下の業界に対して協力を要請することが考えられる。

- （例） 9425 教育業
- 9431 医療業
- 9432 社会福祉又は介護事業
- 9433 幼稚園
- 9434 保育所
- 9435 認定こども園
- 9436 情報サービス業

労災保険の業種区分に係る検討会における業界へのヒアリング項目（案）

< 1. 業界の組織状況等について¹>

- 貴団体の活動内容、構成員
- 貴団体の組織状況、事業者の加入状況、団体としての規模及び今後の見通し（会員事業者数、従業員数（年齢構成に特徴があればその点についても））
- 他の同業団体の状況
- 貴団体と他の団体との協力等の関係（同業、他業²ともに）

< 2. 業界における作業態様等について>

- 業界における作業態様（内容、工程、設備、分業・シフト体制等）
- 従事者の主な職業構成³（直接雇用、派遣、業務委託、ボランティア等）

< 3. 労働災害の発生状況について>

- 労働災害の発生状況（把握の有無、統計の所在、発生件数）
- 主な労働災害の種類（型、原因、発生に至る経緯）と、被災者の属性
- 従業員以外の被災状況⁴（派遣労働者、委託業者、ボランティア、顧客等が事業場内で被災する場合等）
- いわゆる「職業病」⁵的なものの有無

< 4. 労働災害防止対策について>

- 労働災害防止対策として取り組んでいること
 - ・業界として取り組んでいること
 - ・業界内の事業主が取り組んでいること（代表的な事例等）
- 労働災害防止対策の好事例
- 業界として今後取り組む予定の（取り組みたい）労働災害防止対策
- 業界内の事業主が行う労働災害防止対策を推進するため業界団体として取り組んでいること

< 5. その他>

¹ 労働災害防止インセンティブが有効に機能しやすい環境にあるか否かを確認する。

² 作業態様に若干の差違があったとしても、一体的に労働災害防止活動の取り組みが可能であれば、広い意味で同質の集団ととらえることもできるため、業界横断的な活動状況についても確認する。

³ 直接雇用されている従業員のみならず、事業活動に参画する各関係者の役割や作業態様等を把握することで、当該業界における労働災害に係るリスク構造が、より鮮明になると考えられる。

⁴ 従業員も同様の被災リスクに直面している可能性がある。

⁵ 業界における労働災害に係るリスク構造を特徴付けるものであると共に、同種の課題に直面している業界が横断的に取り組めるかについての検討材料にもなる。